

日本型直接支払推進交付金実施要領

制定 平成28年4月1日27生産第2855号
平成28年4月1日27農振第2219号
農林水産省生産局長通知
農村振興局長通知

第1 趣旨

日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）の実施については、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 推進組織の設置手続

要綱別紙4の第2の1の(1)から(6)までに掲げる推進組織規約その他の規程は、別記2-1から別記2-6までに示した記載例を参考に作成する。

第3 事業の実施及び実績報告

- 1 要綱第3の2の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 要綱第3の3の日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 3 要綱第3の4の日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 4 要綱第5の実績報告の様式は、上記1から3までの様式と同様とする。
- 5 事業の着手
 - (1) 事業の着手は、推進交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第4号により地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）に提出するものとする。
 - (2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県は、事業の内容が的確となり、かつ、推進交付金の交付が確実となつてから着手するものとする。また、この場合においても、都道府県は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上で行

うものとする。

第4 多面的機能支払交付金に係る推進事業

- 1 要綱別紙1の第1の5、第2の5及び第3の4の対象組織を支援する組織（以下「事務支援組織」という。）の特定非営利法人化に対する支援は、別記1により実施するものとする。
- 2 要綱第2の1の多面的機能支払交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費
委託費		・都道府県、市町村及び推進組織が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む） ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議、推進・指導等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費、少額な記録媒体、自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・賃金 ・職員手当	・事業に直接必要となる正規職員の超勤及び臨時雇用賃金
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	通勤費	・直接新たに雇用した者に支払う通勤経費

	雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等 ・ 事業運営システムの整備・改良等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に直接必要となるその他の経費
交付金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成（1法人あたり定額40万円）

第5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

- 1 要綱別紙2の第1の2の(2)のアの(ア)の「農業関係機関等」とは、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県農業公社等とする。
- 2 要綱別紙2の第1の3の(2)の「国の第三者機関に提出するデータ」とは、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用について」（平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知）第3の12の(2)に規定するものをいう。
- 3 要綱別紙2の第1の3の(2)については、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第8の2に規定する中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域についての審査検討を含むものとする。
- 4 要綱別紙2の第1の3の(4)については、中山間交付金の交付の推進に関する事項、当該交付金に関連する事項等とする。
- 5 要綱別紙2の第1の4については、要綱第2の2の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導、現地調査等とする。
- 6 要綱別紙2の第2の2の(1)の「中山間交付金の実施に必要な事項」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第1項の規定に基づき策定する促進計画の内容とする。
- 7 要綱別紙2の第2の3の(2)のウの協力を要請する関係機関とは、農業委員会、市町村農業公社、土地改良区、農業協同組合、農業改良普及センター等とする。関係機関に対する協力要請事項としては、農用地の所有権移転等の状況、農作業受委託契約の状況、水路の管理状況、土地改良事業の実施状況、水田農業構造改革対策の実施状況等についての情報の提供、現地立会等が考えられる。
- 8 要綱別紙2の第2の3の(3)のイの(イ)の立会は、市町村のみでは困難であると判断される場合とし、集落協定の代表者又は個別協定の申請者等の立会を求めるものとする。
- 9 要綱別紙2の第2の6については、集落協定の広域化計画の策定、要

綱第2の2の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。

10 要綱別紙2の第3の3については、要綱第2の2の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。

11 要綱第2の2の中山間交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費【推進組織推進事業は除く】 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費【推進組織推進事業は除く】
委託費		・都道府県、市町村及び推進組織が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等を開催する場合の会場費 ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む）【都道府県推進事業は除く】 ・自動車の使用料等【都道府県推進事業は除く】
	印刷製本費	・各種会議、推進・指導等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費、少額な記録媒体、自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・賃金 ・職員手当	・事業に直接必要となる正規職員の超勤【推進組織推進事業は除く】及び臨時雇用賃金
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金

雑役務費	・ 交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等
測量費	・ 測量費、図面作成等
その他	・ 事業に直接必要となるその他の経費

第6 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業

要綱第2の3の環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・ 事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する旅費
	委員等旅費	・ 会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・ 活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・ 都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費
委託費		・ 都道府県、市町村及び推進組織が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・ 事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・ 各種会議等を開催する場合の会場費 ・ 調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む） ・ 自動車の使用料等
	印刷製本費	・ 各種会議、推進・指導等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・ 短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費、少額な記録媒体、自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・賃金 ・ 職員手当	・ 事業に直接必要となる正規職員の超勤及び臨時雇用賃金
	共済費	・ 臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	通勤費	・ 直接新たに雇用した者に支払う通勤経費

雑役務費	・ 交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等 ・ 事業運営システムの整備・改良等
その他	・ 事業に直接必要となるその他の経費

第7 賃金の算定

賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」により行うこと。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、中山間地域等直接支払推進交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第258号構造改善局長通知）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の中山間地域等直接支払推進交付金実施要領の運用の規定に基づき交付した中山間地域等直接支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。